広報おおわじめ

昭和49年7月17日　No. 258

編集と発行　鹿児島県肝属郡大根占町役場　総務課文書広報係
☎(09942)2—0511～0515
印刷　新生社印刷 ☎(09944)3—2238

町の人口　昭和49年7月1日現在推計人口
男 4,499人　女 5,437人　計 9,936人
前月より23人増

とじて保存しておきましょう。

死亡十万円・住家全壊四万円

生活立直しの一助に

町独自の災害弔慰金等を創設

町では暴風、豪雨などの異常な自然現象や火災による被災者に対して、災害弔慰金または災害見舞金を支給することになりました。

これは、従来火災による被災者に対しては支給していたものの、その支給額が明確でなかったこと、また支給の範囲を火災に限らず自然現象による被災者にも支給しようというもので、さる六月招集された第四回定例町議会で条例案が可決され、六月二十九日から施行されています。

この災害弔慰金及び災害見舞金は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象や、火災による災害で死亡した者の遺族、行方不明となった者の親族、負傷者そして住家に被害を受けた者に対して支給し、生活の立直しに一助しようという国県の補助金を伴わない町独自のものです。

先に制定された「災害弔慰金及び災害援護資金の貸付に関する条例」は、死亡または行方不明に対する弔慰金と、負傷及家屋に被害を受けた者に対する貸付金で、その被害を受けた災害は、本町で五戸以上の住家が滅失した災害か、または、県内でどこかの市町村が災害救助法が適用された災害ということに限定されています。

今回支給することになったこの災害弔慰金、災害見舞金は、異常な自然現象による災害はすべて支給の対象にし、また火災も含めたもので、対象災害の範囲を広げています。

しかしながら、このような災害による被害でも、台風、豪雨などに際し、町長の避難の勧告、指示に従わなかったことによって被害を受けたときや、被害が本人の故意または重大な過失であったときには支給されません。

また、他の条例によって災害弔慰金の支給を受けたときにも支給しないことになっています。

なお、災害弔慰金及び災害見舞金の額は次のとおりです。

◎災害弔慰金　死亡した者一人につき十万円。

◎災害見舞金

行方不明者見舞金　一人につき十万円。

住家災害見舞金　全壊（全焼）の場合　一世帯につき四万円。

半壊（半焼）の場合　一世帯二万円。

負傷者見舞金　その負傷が生活に及ぼす影響等を勘案して支給の可否を決定し、額については負傷の程度によって町長が定めることにしています。

以上、災害弔慰金等について解説いたしましたが、これから秋にかけて台風シーズンとなります。この災害弔慰金等が適用されることのないよう、町民みなさんの災害に対する備えをお願いします。

プールではしゃぐ児童（大小）

待ちに待ったプール開き

○…児童にとって待遠しかったろうプール開き。
○…町内のプール保有校ではさる7月1日からプール開きを行った。
○…夏といえばすぐ水を連想するが、児童にとってはなおさらであろう。
○…プールでは、先生から手をとってもらい足をバタバタする子、水のかけ合いをする子、なんとかして泳ごうと手足を一心に動かす子と、みんなはしゃいでいる。
○…児童にとって、このプール開きは〝真夏の到来〟を感じるひとつであろう。

季節の話題

カレンダーを見ると、ことしもちょうど半分をすぎたところです。中ごろまでは、まだ梅雨の名残りもあって、なんとなくかびくさく、じめじめしているようですが、上旬をすぎれば、日射しが強くなり、気温も急に上がり、いよいよ本格的な夏を迎えることになります。

梅雨明け

梅雨の明けるのは、だいたい今月の上旬ですが、むかしからのいい伝えによりますと「梅雨三十日」といって、入梅（六月十一日）から三十日目を梅雨明けといったり、小暑（七月七日）の後の壬（みずのえ＝十日）の日を梅雨明けといっていました。

この一カ月、はっきりしない梅雨空とのつき合いにあきて、毎朝、新聞やテレビで見る天気予報だけでは気がすまず、外に出て空模様をながめ、自分の判断も加味して、きょうの天気を占っている人がいました。それほどアテにならなかった梅雨空でした。

梅雨が明けて盛夏を迎えますと、気圧配置も安定して毎日つよい太陽が照りつけ、内陸部では入道雲が発達して熱雷が発生します。あのむくむくとした入道雲は多量の電気を蓄積しているので「雷雲」ともいわれています。夏の雷は風のおだやかな蒸し暑い日に起こりやすいと気象庁ではいっています。

さて、毎年のことですが、七月にはいると、台風の発生数が多くなり、いままでの統計によりますと、例年一～二個は西日本方面に接近して、下旬ごろには上陸することもたびたびでした。七月の台風は秋の台風とちがってスピードもおそいのであわてることはありませんが、その規模や強さによっては上陸地域を中心に相応の被害も出ることを頭に入れて、測候所の予報に気をつけておきましょう。

行事予定

7月27日・農業委員会
7月28日・大根占校区婦人バレーボール大会（於大小屋体）
郡青協体育大会（於串良町）
8月11日・郡民体育大会（於東串良町、高山町）
8月17日・町内弓道大会
8月18日・町婦人バレーボール大会（於神川小）
8月19日・青少年芸術劇場バレー公演（於大小）
8月25日・鹿大クラシックギタークラブ演奏会（於大中）

一般会計予算総額8億67,054千円に

墓地公園取付道路 188メートルも予算化

第4回定例町議会から

ことし第四回定例町議会はさる六月二十七日に招集され会期を二十九日までの三日間に定め、二十七日と二十八日の両日本会議が開かれました。

今回議決されたものは、補正予算案三件、条例改正案七件などでその主なものについて、そのあらましをお知らせします。

※専決処分の報告

瀬戸山部落から払下申請のあった有線放送用柱材を、無償譲渡したので、これを議会に報告したものです。

※専決処分した事件の承認

町税条例、町国民健康保険税条例を法律の改正に伴い専決処分によって一部改正していたので、議会に報告し、承認を求めたものです。

町税条例の改正点の主なものは、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設（二百㎡以下の住宅用地については、評価額の四分の一を課税標準とするもの。）や、電気税の免税点を一千円から一千二百円に引上げたものなどです。

町国民健康保険税条例の改正点の主なものは、保険税の軽減世帯を判定する場合の一人当りの所得額を、十万円から十一万円に引上げたものです。なお、その他両税とも地方税制の合理化を図るため、所要の規定の整備を行ないました。

※財政調整基金の使用

今日の異常な経済の動向、財政のみとおし困難なためと建設資材等の値上りのため、建設事業の執行が非常にむつかしい状況にあることから、財政調整基金を二千三百万円使用し、池田小学校プール建設事業、町道、農道整備事業等に充当する一般財源としようとするものです。

※大根占町青少年研修基金条例

岩崎グループ会長岩崎与八郎氏からの寄付金五百万円を基金として管理し、青少年の健全育成のために使用して行こうとする条例を制定したものです。

※大根占町職員の給与に関する条例の一部改正

本年度の特例措置として給与を四月にさかのぼり十パーセント割増支給するよう先に人事院が勧告し、法律が改正されたので、地方公務員もこれに準じて支給するために、条例を改正したものです。

※大根占町消防賞じゅつ金条例の一部改正

消防団員が消防業務に従事するに当って、一身の危険をも顧みることなく、職務を遂行し、殉職した場合の賞じゅつ金現行最高三百万円を、一千万円に、また負傷し、障害がある場合の賞じゅつ金現行最高三百万円を八百五十万円に改正したものです。

※大根占町災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する条例

暴風、豪雨等異常な自然現象や火災により町民が死亡したり、家屋に被害を受けた場合に町がその遺族や世帯に対して、弔慰金または見舞金を支給しようと今回条例を制定したものです。

※一般会計補正予算（第三号）

今回の補正予算総額は、五千八百五十五万四千円で、歳出の主なものは一般職員給与改訂費、都市計画事業として実施する墓園事業費、団体営農道白水線舗装事業費、青少年研修基金繰出金等で、これを賄う歳入は、財政調整基金からの繰入金、町税、町債、財産収入等がその主なものとなっています。

これで、本年一般会計予算総額は八億六千七百五万四千円となります。

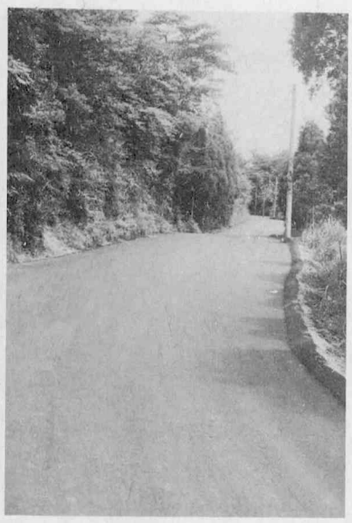

命苦線フノ木附近

命苦線 舗装が完成

命苦線のフノ木町有林附近から命苦部落入口の三差路までの舗装事業が、このほど完成しました。

この事業は、広域市町村圏事業のひとつとして、昨年完成した牧原からフノ木町有林附近までに引続き進められていたもので、延長四百七十四メートル、巾員六メートルの立派な道路になりました。

これで、命苦部落から町中心地までの道路は完全に舗装されたことになります。

総事業費　四百九十万円

農地転用相談

問　本町でも昨年の十月に農用地として保全すべきところをはっきりさせ、農業施策をそこに重点化させようという狙いで、農業振興地域の指定を受け、町内の農用地区域が決められたと聞いておりますそうしますと、この農用地区域にある農地の転用は、絶対に認められないのでしょうか。

答　農用地区域である以上は、農地等の転用は許可されませんが、農振整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外すれば、転用は許可可能になります。

◎許可の基準

1、農用地区域外に代替すべき土地がない場合。

2、変更後農用地区域内の他の農用地の利用上に支障がない場合。

3、変更後の農用地区域の集団性が保たれること。

4、変更後の土地利用の配在が生じないものであること。

5、国の土地改良事業、土地基盤整備事業等の補助事業を完了してから、八年以上経過していること。

6、その他変更する地区の住民の意見を聞くとともに、関係団体の同意も必要となっています。

以上、農用地区域内の農地を転用する場合の農用地区域の変更について話しましたが山林転用、宅地転用の変更は重要変更となりますから、事前の植林、住宅建設等については特に留意し、必ず事前に町役場経済課へ申し出、手続きをしてください。

重要変更は年に一～二回しか変更手続きはできないかと思われますので早めにしましょう。

このような「ごみ」の持出しがあちこちで見受けられます

ごみは必ずビニール袋で

最近、ダンボール箱等にごみをつめて集収場所に持ち出されているごみが、あちこちで見受けられます。

ごみは集収車によって週に一回集収していることから、このようなダンボール箱では集収されるまでにこわれてごみが散乱したり、また、集収車に積込むのに非常に手間がかかります。

町では、これを解決するために以前からビニール袋を準備し、これにごみを入れていただくようにしています。

ごみはこれを収集する者の身にもなって考え、必ず町で準備しているビニール袋か家庭にある同規格程度のビニール袋に入れ、持ち出してください。

ねたきり老人へ 浴室を 無料提供します

すずしろの里

身体障害者療護施設「すずしろの里」では、町内のねたきり老人の方々で入浴に困っている方々に、同施設内の寝たまま入浴できる特殊浴室を週二回無料提供するということです。

提供日は、毎週火曜日と金曜日の午後二時三十分から午後三時三十分までとなっています。

ねたきり老人をお持ちのご家庭で、同園の浴室を利用させていただきたいという方は役場住民課福祉係へお申し込みください。

夏山の手入れ

今が最も必要な時期

炎天下での下刈作業（池田地内町有林で）

みなさんが造林された造林木は、七月から八月にかけてが、最も盛んに成長する時期です。

この時期には、造林地内の雑草木も成長力が実に旺盛です。

造林木は地中から吸いあげた肥料分と、太陽エネルギーによる同化作用により大きくなりますが、雑草木が繁茂し造林木をおおっている状態では、同化作用が充分にできないため、成長に大きな妨げとなります。

夏山と夫婦げんかは犬も喰わぬと言われ、大変きつい作業ですが、適期に手入れを行い、造林木の成長を促進させ立派な山に育てましょう。

なお、九月以降の下刈は、寒害や凍霜害等の被害を受けやすいので、遅くとも八月末までには作業が終るようにしましょう。

健康

このころの暑さに、まさか冷えるなんてことは考えられないようですが、起きているときには気温に相応した体力でバランスをとっていますが、寝入ってしまうと抵抗力が弱くなり、ちょっとした冷気も防げなくなります。

むし暑い夜など、お子さんは裸で寝たがりますが、気をつけていて、遅くとも十二時ごろまでには腹巻きを着けてあげてください。

おなかを冷やしてしまうと下痢しやすく、翌日、強い日射しにあえば目がクラクラして吐き気を起こします。日射病というのは概して前夜の冷えが原因しているようです。お子さんばかりではなく、寝冷えは翌日に影響しますから、家族そろって寝るときには腹巻きを…という習慣をつけましょう。

食

二十三日は土用の丑（うし）の日です。この日にうなぎを食べると夏まけしないというのは、うなぎ屋さんの宣伝ですが、げっそり夏やせした石麻呂に「夏やせにはよしという物ぞ：」と歌によみかけてうなぎを食べるようにすすめた話は有名です。四つ足動物を食べるのを禁じられていた当時、動物性たん白質といえば、うなぎなどが一番珍重されたのでしょう。

うなぎが、とくに土用の丑の日にねらわれたのか、史家によりますと、江戸時代から暑さに負けない体力をつけるには何といっても油料理が一番と、あまり繁じょうしないうなぎ屋が、何とか売り上げを伸ばそうと平賀源内に売れ行きがよくなるよう看板を頼んだところ、考えて「今日は丑」と書いたのが評判になったといいます。

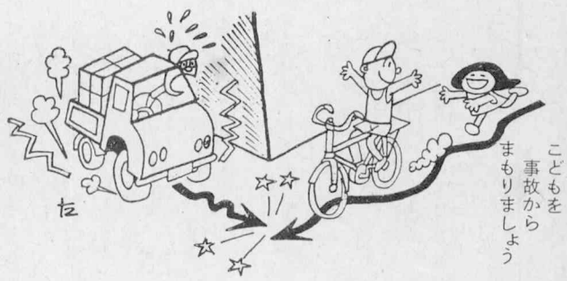

夏休み来る②
こどもを事故からまもりましょう

妊婦学級へのおさそい

鹿屋保健所

ご妊娠おめでとうございます。

丈夫なこどもを生み立派に育てたい!!これはお母さんはじめみんなの願いです。

お母さんと赤ちゃんが健康的で明るい生活がおくれるように、わたくしたちは妊娠、分娩、赤ちゃんの育て方などを中心に実習をとり入れて、家族計画を正しく、わかりやすくお話しするつもりです。

お母さんになられる方はぜひ参加下さい。

※実施日
毎月第3、第4木曜日
午後1：00～3：00
※場　所　鹿屋保健所

コース＼回	1日目	2日目	3日目	4日目
1コース	8.22	8.29	9.19	9.26
2コース	10.17	10.24	11.21	11.28
3コース	12.19	12.26	1.16	1.23
4コース	2.20	2.27	3.20	3.27

妊婦学級の内容	
1日目	妊娠の生理と分娩　産じょくについて 歯科衛生について
2日目	妊娠中の栄養　妊娠中の保健衛生について 妊婦体操
3日目	お産の準備と赤ちゃんの衣類 沐浴指導
4日目	産後の保健衛生について 産婦体操　家族計画

公民館だより

規則正しい生活を

夏の青少年を育てる運動

七月十五日から八月三十一日までは、夏の青少年を育てる運動期間になっています。

この運動は、青少年が自然に親しみ、体を鍛え、規則正しい生活を送り不慮の事故や、非行などが起きないよう地域ぐるみで青少年を育てようとするものです。

部落でも子どもの安全を第一に明るく、たくましい青少年を育ててくださるようお願いいたします。

1. 心身を鍛練しよう。
　o 自然に親しむ。
　o スポーツ活動に参加を。
2. 明るい家庭をつくりましょう。
　o すすんであいさつを。
　o 人にめいわくをかけない。
　o 規則正しい生活を。
3. 事故を防止しよう。
　o 交通ルールを守ります。
　o きめられた場所で泳ぐ。

県青少年芸術劇場

本町で公演

鹿児島県バレエ舞踊家協会会員による公演が八月十九日午後一時から大根占小学校屋体で行われます。

同劇場は県芸術祭の一環として、広く県民に芸術文化に親しむ機会を提供しようと県文化課が無料で開催するものです。

内容としましては
① バレエ教室
② 世界の踊りめぐり
③ 白鳥の湖
などが演ぜられますので多数のご来場をお待ちしております。

城元青年団念願の初優勝

去る六月十六日(日)十五チーム参加のもとに開かれた町内職域対抗バレーボール大会は、多くの人々の協力と技術の向上により熱戦が展開され、特に青年団の活躍が目ざましく、結局着実に力をつけてきた城元青年が初の栄冠に輝いた。

成績は次のとおり
一位　城元青年団
二位　神川中教職員
三位　大根占ＯＢ

お知らせ

◎造林木の凍霜害には保険金が支払われます

凍霜害の発生する原因は、晩秋植物成長休止前の早霜や、晩春成長開始後の晩霜の際に起る被害といわれています。

主として被害を受けやすい樹種は「すぎ」で、植栽後二～五年生のものが最も多いようです。

現在町内で見られる凍霜害は、今春二月末から三月初旬に発生した被害とみられます。

森林組合から造林補助を受けた造林地であれば、国営保険に加入しておりますので、夏山の手入れをされ被害に気付かれたら森林組合に届出ますと保険金がもらえます。

◎高額医療費はこんな場合に受けられます。

昭和四十八年の健康保険法の改正によって、高額療養費の制度ができました。

この高額療養費の制度は、被扶養者のうちの同一人の方が、同じ医療機関や薬局等の窓口で、同じ月に支払った健康保険による自己負担額が三万円をこえた場合、そのこえた部分を健康保険で負担する制度です。

この高額療養費を受けるには「高額療養費支給申請書」（社会保険事務所にあります）を社会保険事務所に提出して行います。

高額療養費の支払は「診療報酬請求明細書」によって行われます。この「診療報酬明細書」は医療機関からこれを審査する支払基金という機関を通じて社会保険事務所へ送られてくるため、実際の支払は療養を受けた月の翌々月以降に行われることになりますが、高額療養費の支給事由に該当する方は、なるべく早く申請の手続を行い、受給もれのないようにしましょう。

高額療養費の支給事由や申請手続のくわしいことについては、社会保険事務所でおたずねください。

なお、国民健康保険については、昭和五十年一月から実施することになっています。

災害を受けたときの所得税

これから台風のシーズンがやってきます。この季節には暴風や大雨による被害が起こりがちです。このような災害にあったときは、税金の面でもいろいろな救済方法がもうけられていることを思い出してください。

たとえば、水害にあい住宅や家財に所得金額の一割以上にあたる金額の損害を受けた場合、あるいは年四百万円以下の所得の人が住宅や家財の半分以上にあたる損害を受けた場合、この年以内の間、納めるのを延ばすことができます。

この制度を利用するときは申請書を税務署に出すことが必要です。また翌年の確定申告のときに申告書を出して税額の精算をしてください。

国・県道等での地下管路設置にご協力を

日本電信電話公社

日本電信電話公社では、このたび鹿屋、大根占間の市外電話回線を増設することになり現在次の道路を堀さくし、マンホール、地下管路を設置する工事を施工しています。

工事中は、いろいろとご迷惑をかけることと思いますがどうかご協力をいただきますようお願いします。

△工事場所
国道二六九号線のうち大村呉服店前から神川地内まで。
県道神川内之浦線の内諏訪神社から神川中水流商店前まで。
町道神川線の桜原への分岐点までと桜原線。

△工事期間
昭和四十九年七月から十月末まで。

△工事に関する問合せ先
鹿屋監督事務所
（鹿屋　二一四五八一）
大根占電報電話局
（大根占　二一〇四二〇）

今月の納税

町県民税第二期
固定資産税第二期

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

善意の話題

次のかたがたから、それぞれご寄付くださいました。厚くお礼申し上げます。

▽社会福祉協議会へ
（カッコ内は故人）

△神川中原　秋元稔（チヨ）
△神川新町　岩崎ミエ（龍夫）
△本町　田貫清吉（シズ子）
△寺前　寺田ハツミ（喜好）

▽錦江園（老人ホーム）のおとしよりのかたがたへ
神奈川県川崎市に在住の垣内正尚さんから　金一封
大根占校区婦人会から　ゾーキン
宿利原小学校四年生の折久木信男さんは、お小遣いと拾得金の返礼金を寄付してくださいました。

▽被災者よりお礼
今回の火災に際しましては町民のみなさんに大変ご迷惑をおかけいたしたにもかかわらず、早速のお見舞や心暖る励ましを賜り、ここに紙上を借りて厚くお礼申し上げます。
被災者　中野　嵐
　　中野　栄次
　　前迫　広

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません